

市民向け

京都府産木材を使った住まいづくりを応援します

宇治市木材利用促進住宅等整備補助金



対象

市内住宅の新築・増改築等を行う建築主・所有者、又は新築住宅を取得して居住する個人

条件

京都府産木材を1m³以上使用
関係法令に適合／仮設建築物でない
普及啓発に1つ以上協力

補助金額

使用材積 × 10,000円
1,000円未満切捨て

申請

工事完了日等以後に申請／代理人提出可
交付決定後は通知年度の2月末日までに請求

重要

京都府産木材の証明書や使用状況が分かる写真が必要です。隠れる部分は工事中に施工者と確認・撮影してください。

申請期間

申請は工事完了日等以後です。次のいずれかの期間に提出してください。

1 工事完了日等～同年11月末日

2 翌年6月1日～11月末日

予算超過等によりその年に申請できなかった場合・交付を受けられなかった場合、翌年期間で改めて申請できる場合があります。

流れ

工事前確認



完了・引渡し



申請/実績報告



審査



請求



振込

お問い合わせ

宇治市 産業観光部 農林茶業課 山林耕地係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 電話 0774-20-8723 FAX 0774-20-8977

※制度の詳細・申請様式は市ホームページをご確認ください。

制度の詳細は市HPへ

宇治市木材利用促進住宅等整備補助金



代理提出

委任状を添えて、工務店・設計事務所等が申請書類を提出できます。

早期確認

証明書等の発行、施工状況写真の撮影箇所、契約書類、普及啓発への協力内容を工事前に確認。

主な書類

証明書等／位置図／契約書等／施工状況写真／本人確認・住所確認書類／登記事項証明書等／完了日等確認／誓約書・同意書

府制度書類

ひろがる京の木整備事業(住宅タイプ)等の申請・実績報告書類の写しを活用できる場合があります。

補助金額

使用材積 × 10,000円
1,000円未満切捨て

申請

工事完了日等以後に提出／事前申込なし
交付決定後は通知年度の2月末日までに請求

申請期間

申請は工事完了日等以後です。次のいずれかの期間に提出してください。

1 工事完了日等～同年11月末日

2 翌年6月1日～11月末日

予算超過等によりその年に申請できなかった場合・交付を受けられなかった場合、翌年期間で改めて申請できる場合があります。

流れ

証明書確認

写真計画

施工中撮影

書類作成

代理提出

お問い合わせ

宇治市 産業観光部 農林茶業課 山林耕地係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地 電話 0774-20-8723 FAX 0774-20-8977

※制度の詳細・申請様式は市ホームページをご確認ください。

制度の詳細は市HPへ